



## 1. 療養介護

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の相談や支援を行います。

### ■ 対象

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

1. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分6の方
2. 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の方

### ■ 費用

原則サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）  
※所属世帯の課税状況等により上限額、減免制度が設けられています。（P23）

### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

### ☆ 問合せ

**障害福祉課 区役所2階10番窓口**

**電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179**

## 2. 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

### ■ 対象者

1. 障害支援区分3（障害者支援施設入所者は区分4）以上の方
2. 50歳以上の方は、区分2（障害者支援施設入所者は区分3）以上の方
3. 障害者支援施設に入所する方であって障害支援区分4（50歳以上の方は区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案作成の手続きを経た上で、区が利用の必要性を認めた方

### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）  
※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

### ☆ 問合せ

**身体障害・知的障害のある方**

**障害福祉課 区役所2階10番窓口**

**電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179**

**精神障害のある方・難病患者**

**台東保健所 保健予防課 精神保健担当**

**電話（3847）9405 FAX（3841）4325**

## 3. 障害児通所支援

### ■ 種類及び内容

#### 1. 児童発達支援

内容 日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

対象 療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる発達に不安のある未就学児（0～6歳）

#### 2. 医療型児童発達支援

内容 児童発達支援及び治療を行います。

対象 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児

#### 3. 放課後等デイサービス

内容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

対象 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要であると認められた障害児

#### 4. 保育所等訪問支援

内容 保育所など、児童が集団生活をおくる施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象 保育所などの児童が集団生活をおくる施設に通い、専門的な支援が必要と認められた障害児

#### 5. 居宅訪問型児童発達支援

内容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

対象 重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童

※厚生労働省令で定められる状態…

①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合

②重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態にある場合

### ■ 費用

原則サービスにかかる費用の10%

※所属世帯の課税状況等により上限額、減免制度が設けられています。（P23）

### ■ 申請方法

障害児通所支援（児童通所サービス）の利用手続き（P22）をご覧ください。

#### ☆ 問合せ

**松が谷福祉会館障害者自立支援センター**

**電話（3842）2672 FAX（3842）2674**

**障害福祉課 区役所2階10番窓口**

**電話（5246）1202 FAX（5246）1179**

**台東保健所 保健予防課 精神保健担当**

**電話（3847）9405 FAX（3841）4325**

## 4. 自立訓練（生活訓練・機能訓練）

一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練を通して、自立した日常生活や社会生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ■ 対象

生活訓練

1. 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
2. 特別支援学級を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方

機能訓練

1. 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
2. 特別支援学校を卒業した方であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

### ☆ 問合せ

**身体障害・知的障害のある方**

**障害福祉課 区役所2階10番窓口**

**電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179**

**精神障害のある方・難病患者**

**台東保健所 保健予防課 精神保健担当**

**電話（3847）9405 FAX（3841）4325**

## 5. 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のための支援を行います。

### ■ 対象

1. 就労を希望し、上記の支援が必要な障害のある方
2. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方

※65歳以上の方は65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた方に限る。

### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

※所属世帯の課税状況等により、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

## ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

### ☆ 問合せ

#### 身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

#### 精神障害のある方・難病患者

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話（3847）9405 FAX（3841）4325

## 6. 就労継続支援A型・B型（福祉作業所・共同作業所）

一般企業への就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■ 対象

#### A型

1. 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
2. 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
3. 就労経験がある方で、現に雇用関係がない方

※65歳以上の方は65歳に達する前5年間に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日に置いて就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた方に限る。

#### B型

1. 就労移行支援事業を利用しB型利用が適当とされた方
2. 就労経験者で年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方
3. 50歳以上又は障害基礎年金1級の方
4. 障害者支援施設に入所する方で、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、区市町村が利用の組合せの必要性を認めた方

### ■ 費用

原則、サービスにかかる費用の10%（住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

※所属世帯の課税状況などにより、月毎の上限額、減免制度が設けられています。（P23）

### ■ 申請方法

障害福祉サービスの利用手続き（P21）をご覧ください。

※福祉作業所の一覧は、「台東区内の施設リスト」（P136～P139）をご覧ください。

### ☆ 問合せ

#### 身体障害・知的障害のある方

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1202～3 FAX（5246）1179

#### 精神障害のある方・難病患者

台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話（3847）9405 FAX（3841）4325

## 7. 地域活動支援センター

障害のある方などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

### 身体障害・知的障害のある方

#### 【機能回復訓練】

18歳以上65歳未満の脳卒中などの後遺症による身体障害者手帳（肢体不自由1～3級程度）をお持ちで、医師が機能回復訓練を必要と認めた方

#### ■ 費用

利用料は無料（ただし、外出訓練等でかかる雑費は自己負担）

#### 【各種サークル】

区内に在住する在宅の心身障害者及びその家族や関係者等

#### ■ 費用

材料費等は自己負担

#### ☆ 問合せ

**松が谷福祉会館**

**〒111-0036 台東区松が谷1-4-12**

**電話（3842）2672 FAX（3842）2674**

### 精神障害のある方

生活相談・学習会および各種プログラムなどの事業を行っています。

#### ■ 費用

無料

#### ☆ 問合せ

**台東保健所 保健予防課 精神保健担当**

**電話（3847）9405 FAX（3841）4325**